

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年11月18日(月)

## 今週のことば ブラックフライデー

米国の感謝祭(11月第4木曜)の翌日に小売店等が行う大規模セールのこと。日本でも勤労感謝の日(23日)頃から同名称のセールを実施する企業が増加し、定着。

### ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/18(月) 先負 20カ国・地域(G20)首脳会議
19(火) 仏滅
20(水) 大安
21(木) 赤口 米大リーグMVP発表
22(金) 先勝 小雪
23(土) 友引 勤労感謝の日、サッカー天皇杯決勝
24(日) 先負

### 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/11(月)	39,533 △ 33	153.63 ▼1.00
12(火)	39,376 ▼157	153.81 ▼0.18
13(水)	38,722 ▼654	155.10 ▼1.29
14(木)	38,536 ▼186	155.83 ▼0.73
15(金)	38,643 △107	155.77 △0.06

## iDeCoのポイントと12月施行の改正

iDeCo(イデコ、個人型確定拠出年金)は、加入者自身が掛金を拠出して運用を行い、公的年金に上乗せして給付を受け取れる私的年金制度で、現在約344万人(本年9月時点)が加入しています。

### ◆ iDeCo(イデコ)のポイント

iDeCoは基本的に20歳以上65歳未満の国民年金被保険者(60歳以上の方は第2号被保険者又は任意加入被保険者が対象)が加入できます。拠出できる掛金の上限額は被保険者種別などの加入区分によって異なり、その範囲内で金融機関(運営管理機関)が提示する運用商品を選択し、運用します。

資産の運用は自身の責任で行い、原則として60歳まで引き出すことはできませんが、①掛金は全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象、②運用益は非課税で再投資、③受給時に年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象といった税制の優遇措置があります。

### ◆ 本年12月に施行される主な制度改正

本年12月からiDeCoの制度改正により、次のような見直しを実施されます。

◎企業年金加入者の拠出限度額の変更……確定給付企業年金(DB)等の他制度に加入している方について、iDeCoの拠出限度額を月額2万円(現行1.2万円)に上げます。ただし、各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度の掛金相当額の合計が3.5万円を超える場合、限度額は減額となります。

◎加入時等の事業主証明書の廃止等……iDeCo加入時や転職時における「事業主証明書」の発行や、年1回の現況確認を廃止します。

■この記事の詳細は、情報BOX201544

## 住宅ローン控除の手続きは「調書方式」に移行

住宅ローン控除の適用に係る手続きは、納税者が金融機関等(住宅ローン債権者)から交付を受けた年末残高証明書を確定申告又は年末調整の際に提出する「証明書方式」でしたが、金融機関等が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高調書」を提出し、税務当局から納税者に住宅ローンの年末残高情報を提供する「調書方式」に移行する改正が行われています。

改正は経過措置により、システム改修等の対応が完了した金融機関等から順次、調書方式に移行することとなり、令和6年1月以降に住宅に居住した方の確定申告から運用が開始されます(調書方式に移行していない場合は従来どおり)。

## 高年齢雇用継続給付の支給率が変更

高年齢雇用継続給付は、65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的とし、賃金が60歳到達等時点と比較して75%未満に低下している60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者に対して給付金を支給する制度です。

各月に支払われた賃金の低下率に応じて支給率が設定され、賃金の15%が上限となっていますが、60歳に達した日(被保険者期間が5年未満の場合は5年を満了日)が令和7年4月以降の方は支給率が変わり、賃金の10%が上限となります。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

iDeCo の概要と令和6年12月から施行となる制度改正

◆iDeCo（個人型確定拠出年金）の概要

iDeCo は、公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。加入者自らが掛金を拠出して運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。

令和4年5月から iDeCo に加入できる年齢が拡大され、基本的に65歳未満の公的年金の被保険者が加入対象となりました。60歳以上の方でも、第2号被保険者（会社員など）又は国民年金に任意加入している第1号・第3号被保険者（自営業者・専業主婦など）であれば、iDeCo に加入可能となります。

◎3つの税制優遇

①掛金が全額所得控除・・・iDeCo の掛金は加入区分に応じた拠出限度額の範囲内で設定（月々5,000円以上1,000円単位）でき、拠出した掛金の全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象となります。

②運用益が非課税・・・通常、金融商品の運用益は課税（源泉分離課税 20.315%）対象となりますが、iDeCo での運用益については、非課税で再投資されます。

③受給時は所得控除・・・iDeCo の年金資産は、老齢給付金として原則60歳※から受け取ることができます。受取方法は年金又は一時金を選択（金融機関によっては併用可能）でき、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金として一括で受け取る場合は「退職所得控除」の対象となります。

※60歳から iDeCo の年金資産を受け取るには60歳になるまでに iDeCo に加入していた期間等（確定拠出年金の通算加入者等期間）が10年以上必要であり、10年に満たない場合は受給可能年齢が繰り下がります。

◆令和6年12月から施行となる制度改正

◎企業年金に加入する者の iDeCo の拠出限度額の見直し

企業型確定拠出年金（企業型 DC）や、確定給付企業年金（DB）等の他制度に加入する者の拠出限度額を月額2万円に統一します。

第2号被保険者	令和4年10月1日～	令和6年12月1日～
企業型 DC のみに加入	月額 5.5 万円－各月の企業型 DC の事業主掛金額 ※ただし、月額 2 万円を上限	月額 5.5 万円－（各月の企業型 DC の事業主掛金額+DB 等の他制度掛金相当額） ※ただし、月額 2 万円を上限
企業型 DC と DB 等の他制度に加入	月額 2.75 万円－各月の企業型 DC の事業主掛金額 ※ただし、月額 1.2 万円を上限	
DB 等の他制度のみに加入（公務員を含む）	月額 1.2 万円	

※各月の企業型 DC の事業主掛金額+DB 等の他制度掛金相当額が3.5万円を超えると、その分、iDeCo の拠出限度額は2万円から減額されることとなります。

◎iDeCo の掛金を拠出できなくなった場合の脱退一時金の受給について

上記の見直しにより、DB 等の他制度に加入する者（企業型 DC の加入者を除く）は、DB 等の他制度掛金相当額によっては、iDeCo の掛金の上限が減額となったり iDeCo の掛金の最低額（5千円）を下回り、掛金を拠出できなくなることがあります。

iDeCo の掛金を拠出できなくなった場合は、資産額が一定額（25万円）以下である等の脱退一時金の支給要件を満たした場合に脱退一時金を受給することができるようになります。

◎iDeCo 加入時等の事業主証明書の廃止等

企業型 DC の事業主掛金と iDeCo の掛金の合算管理の仕組みに DB 等の他制度掛金相当額を併せて管理することにより、iDeCo の実施主体である国民年金基金連合会は、毎月、企業年金の加入状況を確認できることとなるため、事業主が行う以下の手続きは廃止します。

- (1) 従業員の iDeCo 加入時・転職時における企業年金の加入状況に関する事業主証明書の発行
- (2) 年1回の現況確認